

○国立大学法人熊本大学個人情報保護規則

(平成 17 年 3 月 24 日規則第 60 号)

改正 平成 18 年 6 月 30 日規則第 231 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 211 号

平成 24 年 7 月 9 日規則第 88 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)、同施行令(平成 15 年政令第 549 号。以下「施行令」という。)又はその他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、「独立行政法人等」、「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」又は「本人」とは、それぞれ法第 2 条各項に規定する独立行政法人等、個人情報、保有個人情報、個人情報ファイル又は本人をいう。

(個人情報の保有の制限等)

第 3 条 本学は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2 本学は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えた個人情報は保有しないものとする。

3 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えないものとする。

(利用目的の明示)

第 4 条 本学は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第 24 条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第 5 条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(正確性の確保)

第6条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

(安全確保の措置)

第7条 本学は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないものとする。

(利用及び提供の制限)

第9条 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 本学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の学内規則の規定の適用を妨げるものではない。

4 本学は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 本学は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその

漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 11 条 本学は、施行令第 1 条各項に定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイルについて、法第 11 条第 1 項各号に規定する事項を記載した帳簿(第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(本学及び国立大学協会が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が 1,000 人に満たない個人情報ファイル
- (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして施行令で定める個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、本学は、記録項目の一部若しくは法第 11 条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求の手続)

第 12 条 法第 12 条第 1 項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をする者は、開示請求書(別記様式第 1 号)を国立大学法人熊本大学長(以下「学長」という。)に提出する。

2 前項の場合において、開示請求をする者は、施行令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法第 12 条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 学長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

(保有個人情報の開示義務)

第 13 条 学長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に法第 14 条各号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

(部分開示)

第 14 条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報に法第 14 条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 15 条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 16 条 学長は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示等に係る意見聴取)

第 17 条 学長は、保有個人情報の開示、不開示等(以下「開示等」という。)を決定する際に意見を聴く必要があると認めるときは、別に規定する国立大学法人熊本大学情報公開・個人情報保護審査委員会にその旨を諮るものとする。

(開示請求に対する措置)

第 18 条 学長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し開示決定通知書(別記様式第 2 号)により通知するものとする。ただし、第 4 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 学長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(第 16 条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開

示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、開示をしない旨の決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内に行う。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等期限延長通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、学長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするものとする。この場合において、学長は、開示請求があった日から30日以内に開示請求者に対し、開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(他の独立行政法人等への事案の移送)

第21条 学長は、開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、独立行政法人等への開示請求事案移送書(別記様式第6号)により、移送することができる。この場合においては、学長は、開示請求者に対し、開示請求者への開示請求事案移送通知書(別記様式第7号)により通知する。

2 前項の規定により、移送を受けた独立行政法人等が全部又は一部を開示する決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、学長は、当該開示の実施に必要な協力をするものとする。

3 学長は、他の独立行政法人等から開示請求にかかる事案が移送されたときは、当該開示請求についての開示決定等をするものとする。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、学長がしたものとみなす。

(行政機関の長への事案の移送)

第22条 学長は、法第22条第1項各号に規定する場合には、行政機関の長(行政機関個人情報保護法第5条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第33条において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に対し、行政機関の長への開示請求事案移送書(別記様式第8号)により移送することができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、開示請求者への開示請求事案移送書(別記様式第9号)により通知するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により、事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をするものとする。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第12条第2項に規定する開示請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第19条第1項中「第13条第3項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第13条第3項」とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、第三者意見照会書(1)(別記様式第10号)により通知して、第三者開示決定等意見書(別記様式第11号)を提出する機会を与えることができる。

- 2 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、第三者意見照会書(2)(別記様式第12号)により通知して、第三者開示決定等意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が法第14条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

- 3 前2項の規定により第三者開示決定等意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、学長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第41条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定を行った旨の反対意見提出者への通知(別記様式第13号)により通知するものとする。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して学長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示の実施方法等申出書(別記様式第14号)により、開示決定の通知があった日から30日以内に学長に対し、その求める開示実施の方法等を申し出なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(法以外の法令による開示の実施との調整)

第25条 学長は、法以外の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法以外の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法以外の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第26条 開示請求をする者は、本学の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、学長が別に定める。
- 3 学長は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供するものとする。

(訂正請求の手続)

第27条 法第28条第1項の規定による訂正請求(以下「訂正請求」という。)をする者は、訂正請求書(別記様式第15号)を学長に提出する。

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、施行令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(法第27条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 学長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求める。

(保有個人情報の訂正義務)

第28条 学長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をする。

(訂正請求に対する措置)

第29条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、訂正決定通知書(別記様式第16号)により通知する。

- 2 学長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、訂正をしない旨の決定通知書(別記様式第17号)により通知するものとする。

(訂正決定等の期限)

第 30 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 27 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、訂正決定等期限延長通知書(別記様式第 18 号)により通知するものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第 31 条 学長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行うものとする。この場合において、学長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第 19 号)により通知するものとする。

(事案の移送)

第 32 条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報第 21 条第 2 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の独立行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、独立行政法人等への訂正請求事案移送書(別記様式第 20 号)により事案を移送する。この場合においては、学長は、訂正請求者に対し、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(別記様式第 21 号)により通知する。

2 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が全部又は一部を訂正する決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、学長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をするものとする。

3 前項の規定により、移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等をした場合において、本学が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

(行政機関の長への事案の移送)

第 33 条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報第 22 条第 1 項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第 21 条第 3 項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第 31 条第 1 項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長に対し、行政機関の長への訂正請求事案移送書(別記様式第 22 号)により事案を移送することができる。この場合においては、学長は、訂正請求者に対し、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(別記様式第 23 号)により移送した旨を通知するものとする。

2 前項の規定による事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が訂正決定をしたときは、学長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行うものとする。

- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第27条第2項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第31条第1項中「第28条第3項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第28条第3項」とする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 学長は、訂正決定(前条第2項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第24号)により通知するものとする。

(利用停止等請求の手續)

第35条 法第37条第1項の規定による保有個人情報利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)をする者は、同項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した保有個人情報利用停止請求書(別記様式第25号。以下「利用停止請求書」という。)を学長に提出する。

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、施行令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(法第36条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出するものとする。

- 3 学長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 学長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 学長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、利用停止決定通知書(別記様式第26号)により通知する。

- 2 学長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、利用停止をしない旨の決定通知書(別記様式第27号)により通知するものとする。

(利用停止決定等の期限)

第 38 条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から 30 日以内に行う。ただし、第 35 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、利用停止決定等期限延長通知書(別記様式第 28 号)により通知するものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 39 条 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、学長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、利用停止決定等期限特例延長通知書(別記様式第 29 号)により通知するものとする。

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第 40 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、学長に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあったときは、学長は、法第 42 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除き、諮問書(別記様式第 30 号、第 31 号、第 32 号)により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第 41 条 学長は、前条第 2 項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(別記様式第 33 号)により通知する。

(1) 異議申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第 42 条 第 23 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 43 条 学長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、

本学が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、前項の情報の提供に供するため、医学部附属病院医事ユニット及び運営基盤管理部総務ユニットに個人情報相談窓口を設置するものとする。

(苦情処理)

第 44 条 学長は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故対策委員会)

第 45 条 学長は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案のうち特に重大と認めるものが発生した場合は、関係職員を構成員とする事故対策委員会を設置する。

(雑則)

第 46 条 この規則に定めるもののほか、個人情報保護の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、部局において必要がある場合は、学長の承認を得て、個人情報保護の実施に関する内規を定めることができる。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 231 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 211 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日規則第 88 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。